

## 2017 年度手書き実技第 1 問

／はい、では、え～早速始めたいと思います。

まず初めに 1 番で、障害者差別解消法とは、ということについてお話をしていきたいというふうに思います。

障害者差別解消法、2016 年から始まっているんですが、実は、え～法律ができたのは 2016 年よりも少し前のことです。

いつだったか、ご存じの方、いらっしゃいますか？

いかがですかね？

実はですね、2016 年に、まあ施行されてスタートするよりも前の 3 年前、2013 年に法律そのものは成立をしています。

まあこの 3 年間の間は、あの準備期間ということで、まあ各省庁や、まあ。さまざまところが、差別解消法を実施していくに向けての、あ～準備をする期間が要したということから、まあこれぐらいの間があいています。

で、そもそも、なんで障害者差別解消法が、まあ日本において必要なのか、という、まあ、背景があるんですけども、その背景の一番大きなもののひとつとして、2006 年に国連で、え～障害者の障害者権利条約というものが採択されています。2006 年、障害者権利条約、国連の方で採択をされました。

こちらの中には、まあ、え～障害のある方々のさまざまな場面における権利というものが、まあ謳われています。

で～え～多くの場合、その国の中では、あ～障害者差別禁止法という法律が、あの～成立している国が多かったんですけども、日本はそういった法律もなく、え～この障害者権利条約を踏まえて、2011 年、2011 年に障害者基本法という法律が改正されました。

え～障害者基本法という法律は、まあどちらかという、日本の障害者福祉施策をこういう方針でやっていきますよという、まあ目標や理念をあの、掲げた法律なんですね。

で～その障害者基本法、まあ理念法といわれたり、大本となる法律といわれていますけれども、こちらの第 4 条、障害者基本法の第 4 条に、基本原則ということで、差別の禁止という、まあ条文がきっちりと作られました。

2011 年の障害者基本法の改正で、差別の禁止という条文が明確にできました。

で～このまあ条文を具体的に実行する法律、基本法の第 4 条、障害者の差別の禁止という基本原則を具体的に実行する法律として、2013 年に障害者差別解消法が成立して、2016 年からスタートしたということになっています。

で、この障害者基本法の中にも書かれていますし、障害者差別解消法の中にも書かれているんですが、その差別とは何かということが書かれています。

で～差別とは何か、というのには、具体的に大きく分けて 2 つ書かれています。

1 つには、え～不当な差別的取扱いをする、ということは差別だ。不当な差別的取扱いをするということは差別だ。ということが書かれています。

それが、まあ法律が規定している差別の一つ。

もう一つが、合理的配慮をしないことは差別です。合理的配慮をしないことは差別ですよ、というふうに法律には書かれています。

この不当な差別的取扱い、合理的配慮を提供しない、ということが差別だ、といわれても、どういうことなんだろうって、ちょっとよくわからないと思うんですが、具体的な場面を通して少し考えてみたいというふうに思います。

え～スライドにいくつかの場面をお示しするのですが、まず、不当な差別的取扱いの例について考えてみましょう。